

生物多様性保全と 持続可能な利用の推進に 向けた自治体の役割

オール東京62 第4回環境担当者研修会

2022年2月22日（火） 10:00-16:30

区政会館第35教室

講師：中島慶二

自己紹介

- 江戸川大学社会学部現代社会学科 教授
(国立公園研究所所長)
- 元 環境省自然環境局野生生物課長
- 環境省自然系職員として自然環境保全に係る制度の企画立案、国立公園や野生生物保護の現地管理、長崎県庁、宮内庁、復興庁などを経験
- 登山、カヌー、バードウォッチング
- 東京都福生市立第五小学校、第一中学校、都立立川高校、京都大学農学部林学科



研修の二つのねらい

古い制度は使えない？

問題の本質
構造を理解

新しい言葉乱立気味？

最近のトレ
ンドを理解

生物多様性条約の目的

- 1 生物の多様性の保全
- 2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で
衡平な配分

再確認！何が違う？

- 自然保護
- 貴重・重要な自然をそのままに破壊から守る
- 生物多様性保全
- 生物全体が大切な存在

生物多様性という言葉を使うのはなぜか

- 「すぐれた自然の保護」ではなく、**すべての生物の生存基盤**としての「生物多様性」
- 地球温暖化のように危機が見えにくい
- そのため、生物多様性という**価値を認識し**社会の中で主流化していくことが重要

生物多様性という価値

- 酸素、土壌は生物がつくった
- 食べ物はすべて生物
- 住環境に不可欠な木材
- 絹、羊毛、綿、麻などの衣料
- 医薬品は生物から抽出されるものも多い
- 生物の形態を真似することで技術が進歩
- 地域の文化、風土、子どもの健全な成長
- 珊瑚礁やマングローブ林などの防災機能



ニホンウナギ

ありふれているが・なくてはならず・つくれない

生物多様性を守る4つの意味

「すべての生命が存立する基礎となる」
= 基盤サービス

「人間にとって有用な価値を有する」 =
供給サービス

「豊かな文化の根源となる」 = 文化的
サービス

「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」 = 調整サービス

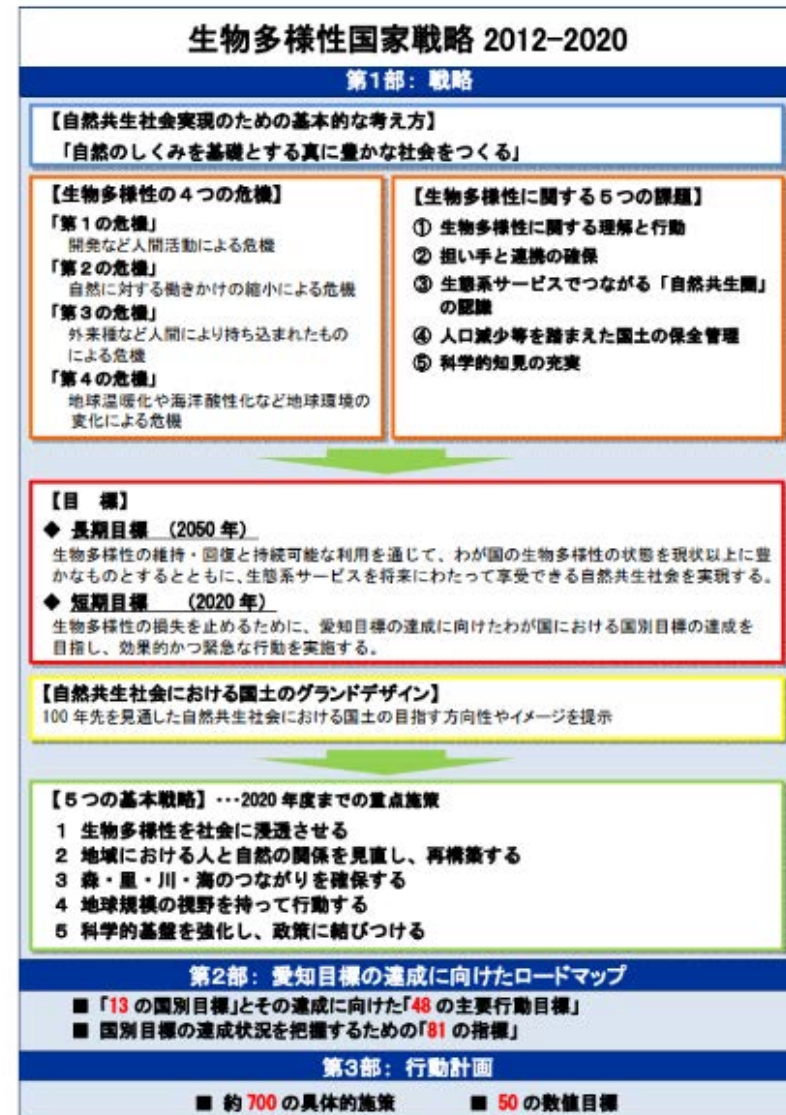
生物多様性国家戦略（危機）

第1の危機：開発など人間活動による危機

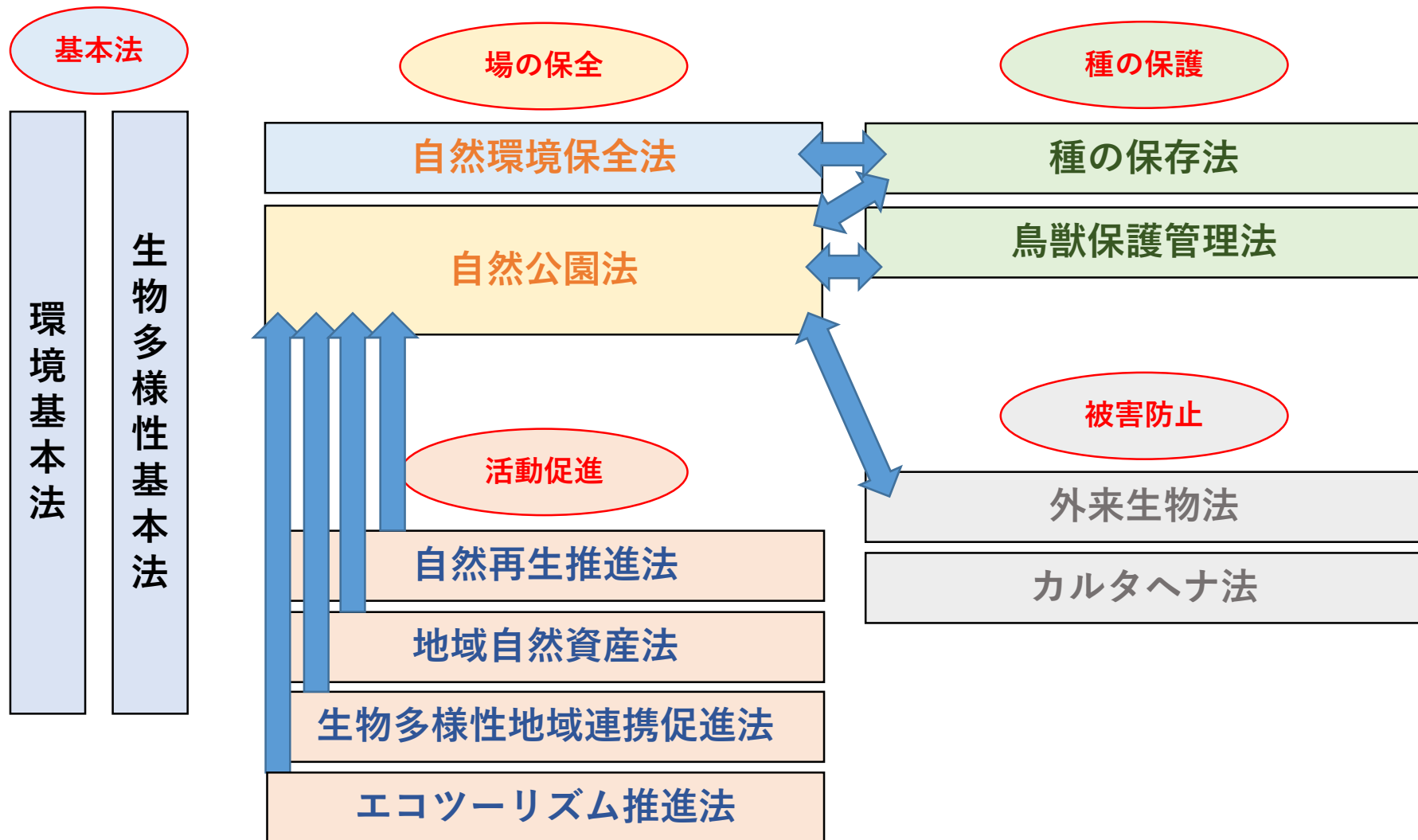
第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

第3の危機：外来種など外から持ち込まれたものによる危機

第4の危機：地球温暖化など地球環境の変化による危機



各法の位置づけと関係



おおきく分類

土地に関わる制度

ラムサール条約
世界遺産条約
自然公園法
自然環境保全法



保護地域の確保

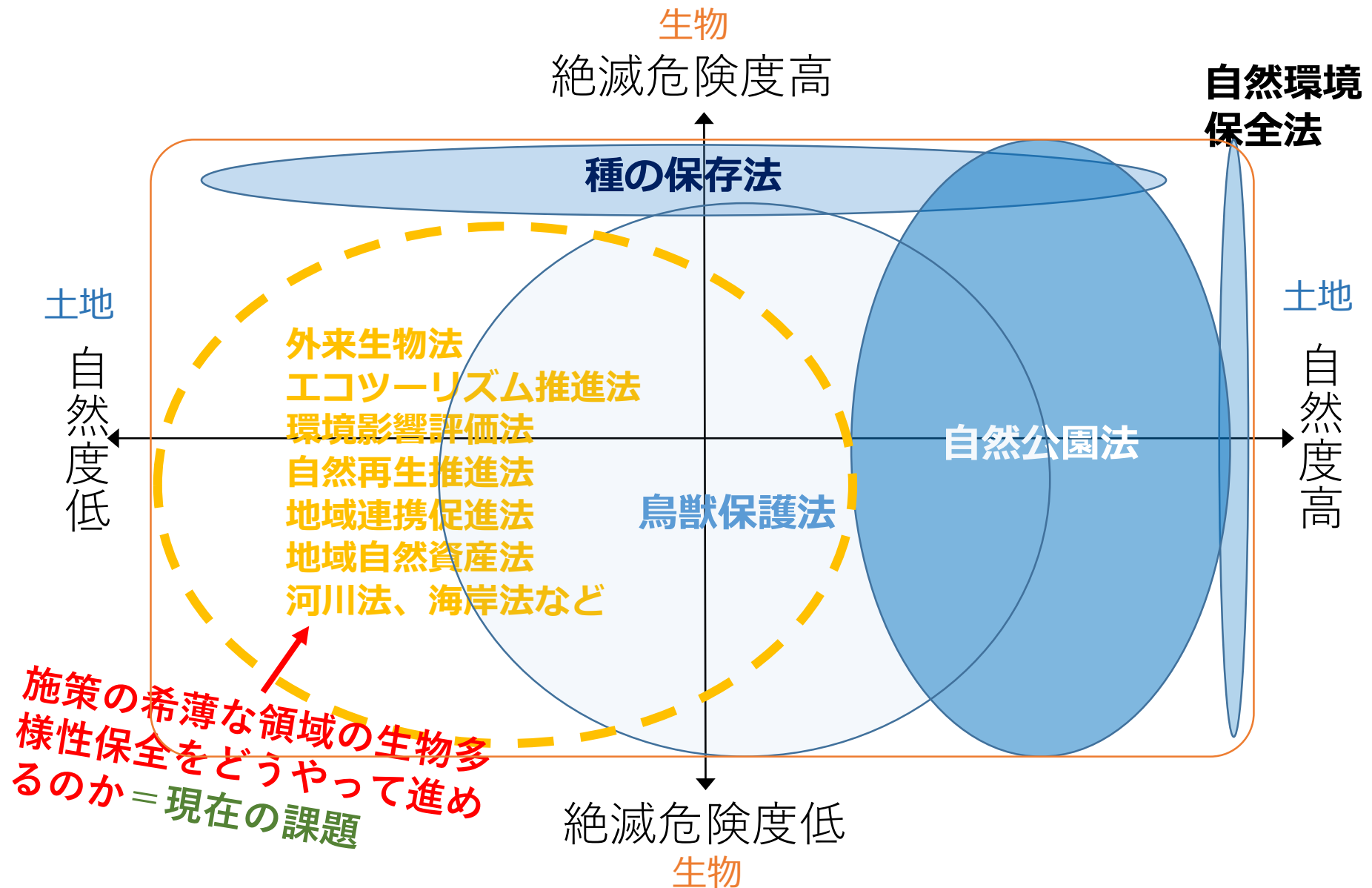
生物に関わる制度

ワシントン条約
鳥獣保護管理法
種の保存法
外来生物法



生物の保護管理

自然環境保全関連法のカバーイメージ



土地に関する制度

- 代表格：自然公園法

世界の国立公園は、2方向に展開

- アメリカ型（営造物型）
 - 国立公園専用の土地としてしまう
 - 未開発地域の存在
 - 国土のうち保護地域割合は低め（管理水準は高い）
 - 先住民人権問題が生じやすい
- 旧大陸型（地域制・地域指定制）
 - 国立公園も他の土地利用と共存する
 - 未開発地域の不存在
 - 国土のうち保護地域割合は高め（管理水準は低い）
 - 所有権など私権との調整問題

自然公園

国立公園

34か所
5.8%

国定公園

58か所
3.9%

都道府県立自然公園

311か所
5.1%

14.8%

- ⑬ 富士箱根伊豆国立公園 62
- ⑭ 中部山岳国立公園 66
- ⑯ 妙高戸隠連山国立公園 70

国立公園データ 546



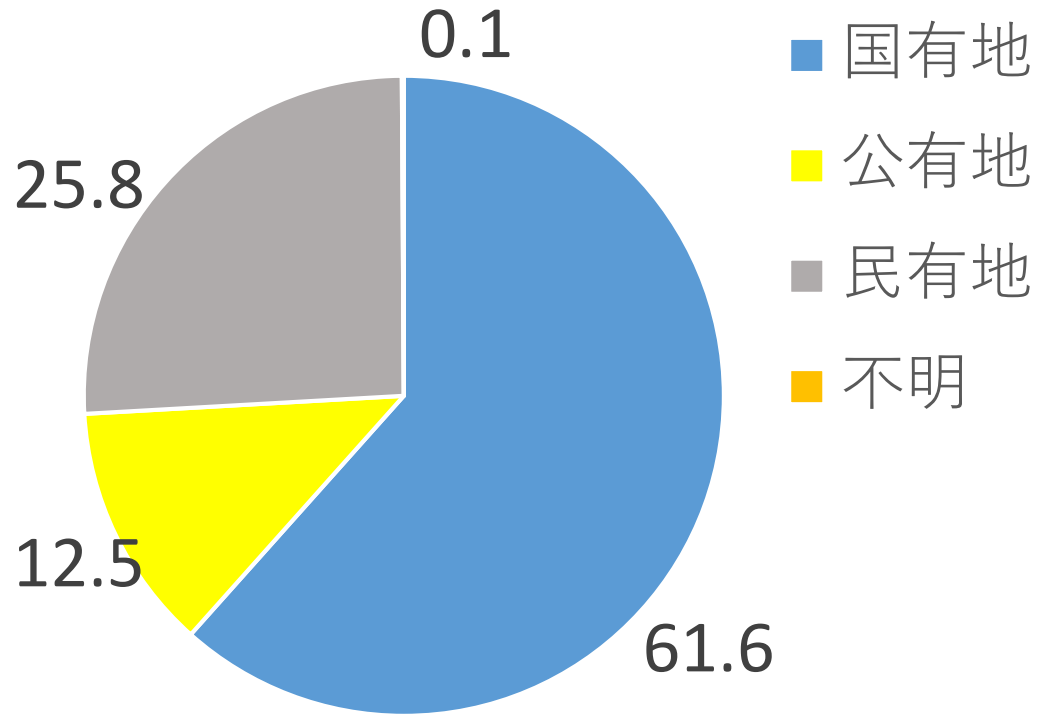
	土地所有	土地利用	利用規制	採用している国
営造物公園	公園管理者が所有する	公園の目的にのみ土地を利用する	土地所有者に基づき常に可能	アメリカ、カナダなど
地域制公園	公園管理者は所有しなくてもよい	他の土地利用を許容する	法律に基づき限定的に可能	日本、ヨーロッパなど

日本の自然公園制度の特徴

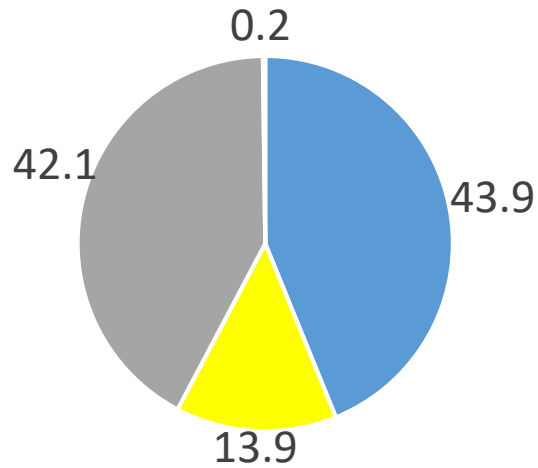
- 地域制（地域指定制による公用制限）⇔営造物
 - 土地所有に関わらず規制をかけて自然風景保護
 - 原始的自然環境から里地里山、歴史景観、人文景観まで広くカバー
- 公園計画に基づき保護と利用を両立
 - 特別保護地区、第1種特別地域は核心地域であるため大規模利用施設を抑制
 - 集団施設地区に施設を集中、利用拠点としてスプロール化の抑止

土地所有別面積割合

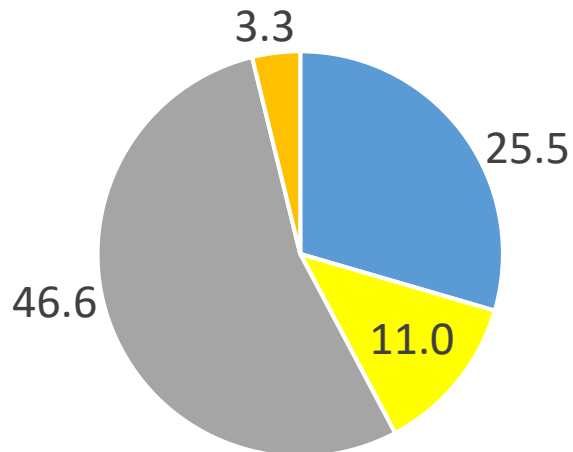
合（国立公園）



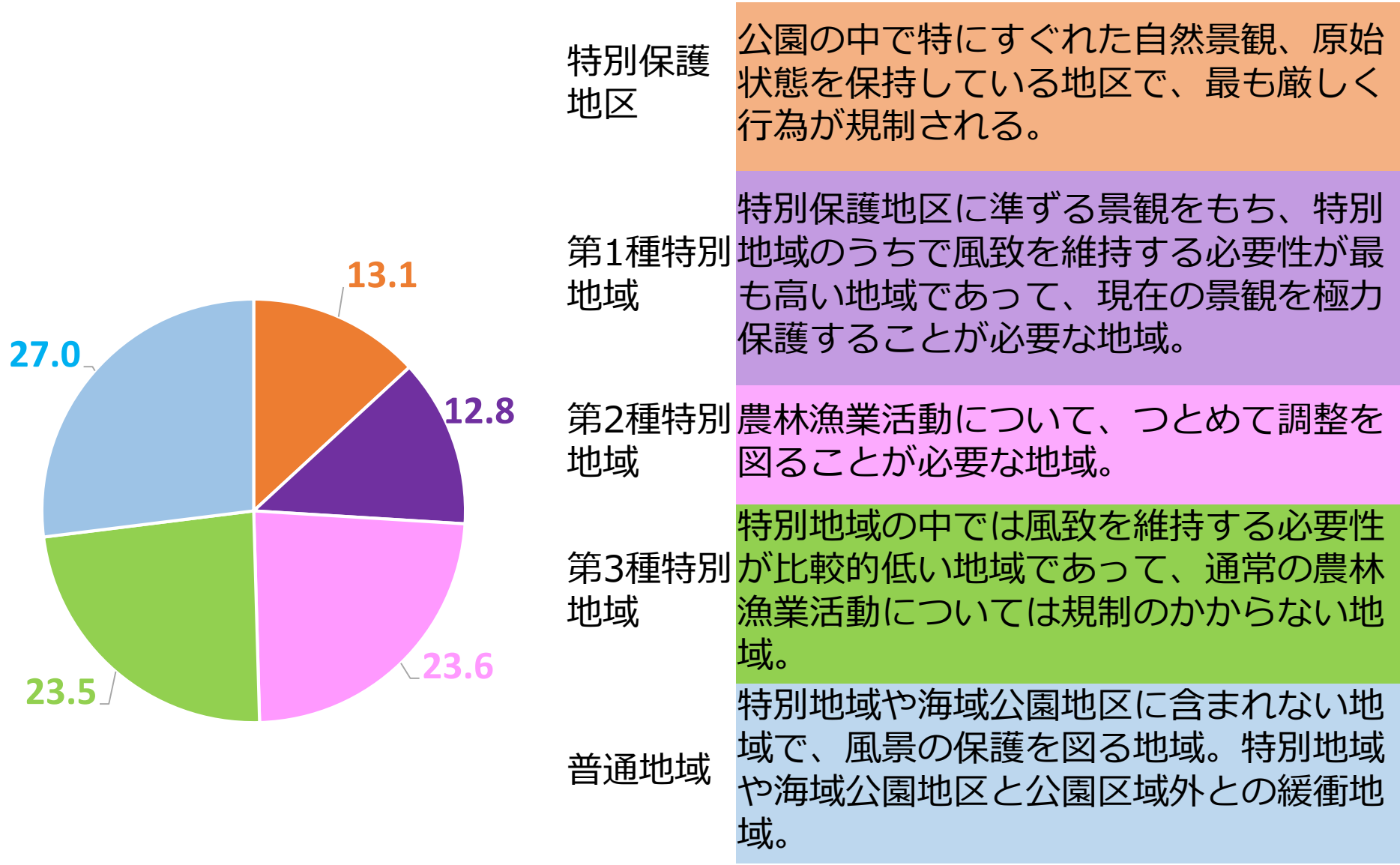
（国定公園）



（都道府県立自然公園）



国立公園地種区分別面積割合



国立公園指定の時代区分

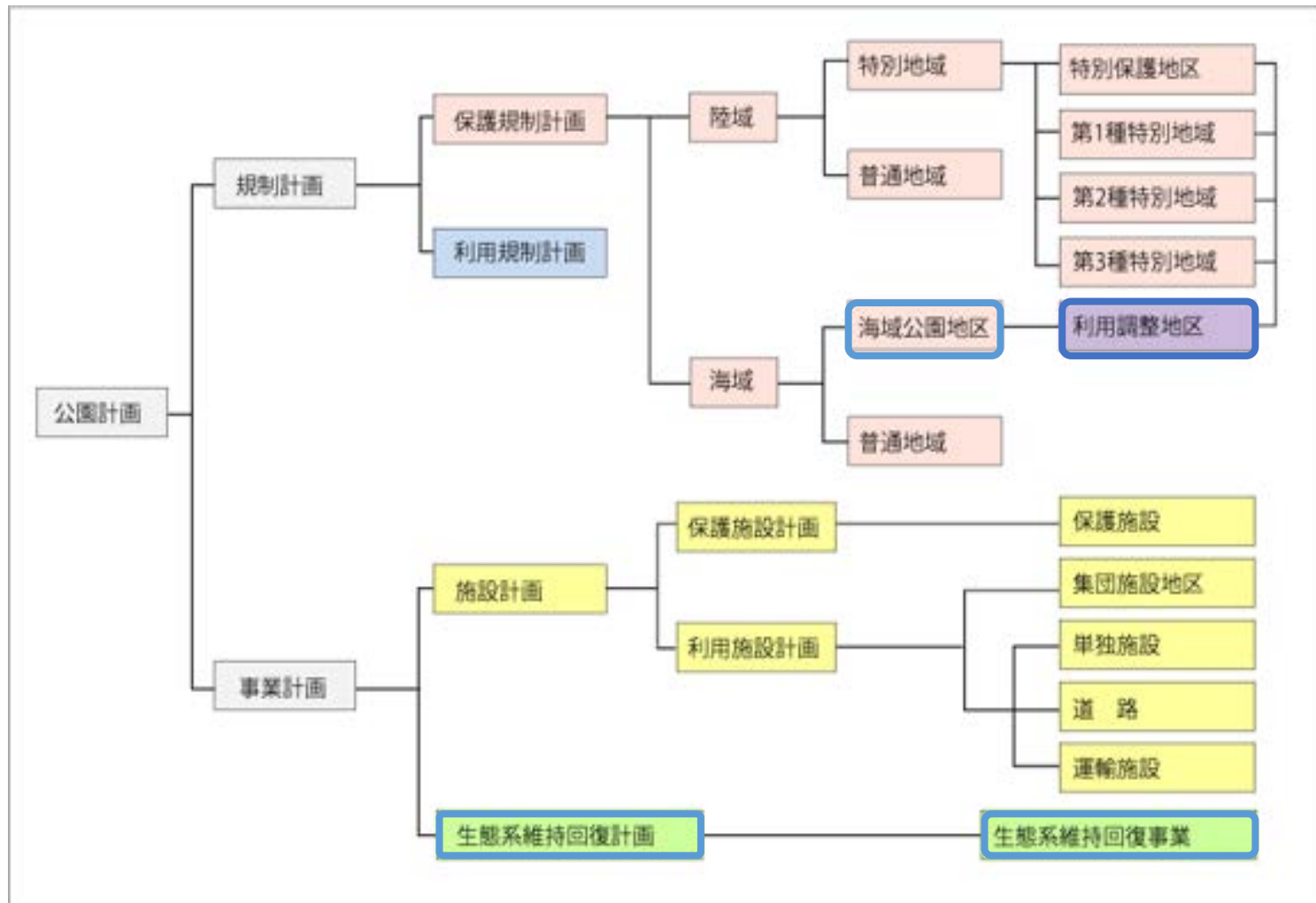
- ・ 大風景保護の時代（戦前戦中・不景気）
戦前 1 2 公園指定
- ・ 大風景保護の時代（戦後復興・経済成長）
伊勢志摩、支笏洞爺、磐梯朝日、上信越高原など
- ・ 生態系保護の時代（自然破壊反省）
小笠原、西表、知床、釧路湿原など
- ・ 生物多様性保全の時代（法制・体制・予算）
慶良間、やんばる、奄美群島など

国立公園管理の時代区分

- ・ブランド力の時代（戦前戦中・不景気）
指定誘致合戦、管理実態なし
- ・観光開発期待の時代（戦後復興・経済成長）
山岳観光道路、スキー場開発、県関与
- ・規制強化の時代（自然破壊反省）
観光道路抑制、ゴルフ場削除、審査指針
- ・国主体管理の時代（法制、体制・予算）
地方分権整理、整備予算増加、利用調整地区

公園計画と管理運営計画

管理運営計画



風景地保護協定

ボランティア活動

利用者負担

エコツーリズム

マイカー規制

環境教育

施設整備計画

自然公園制度の総括

- 土地に関する保護制度の中の成功例
- 地域に経済的なメリットをもたらしたこと、柔軟な公園計画による調整が成功の理由
- 日本の生物多様性保全制度の屋台骨、でも最近
は影が薄い
- 保護と利用の対立・両立、公園利用者とのコ
ミュニケーション不足、計画と管理運営が体系的でない、などの問題

令和3年改正の背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、地域社会にとって重要な資源となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する滞在型の自然観光を推進するためには、魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要であるが、それが十分にできていない。

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。

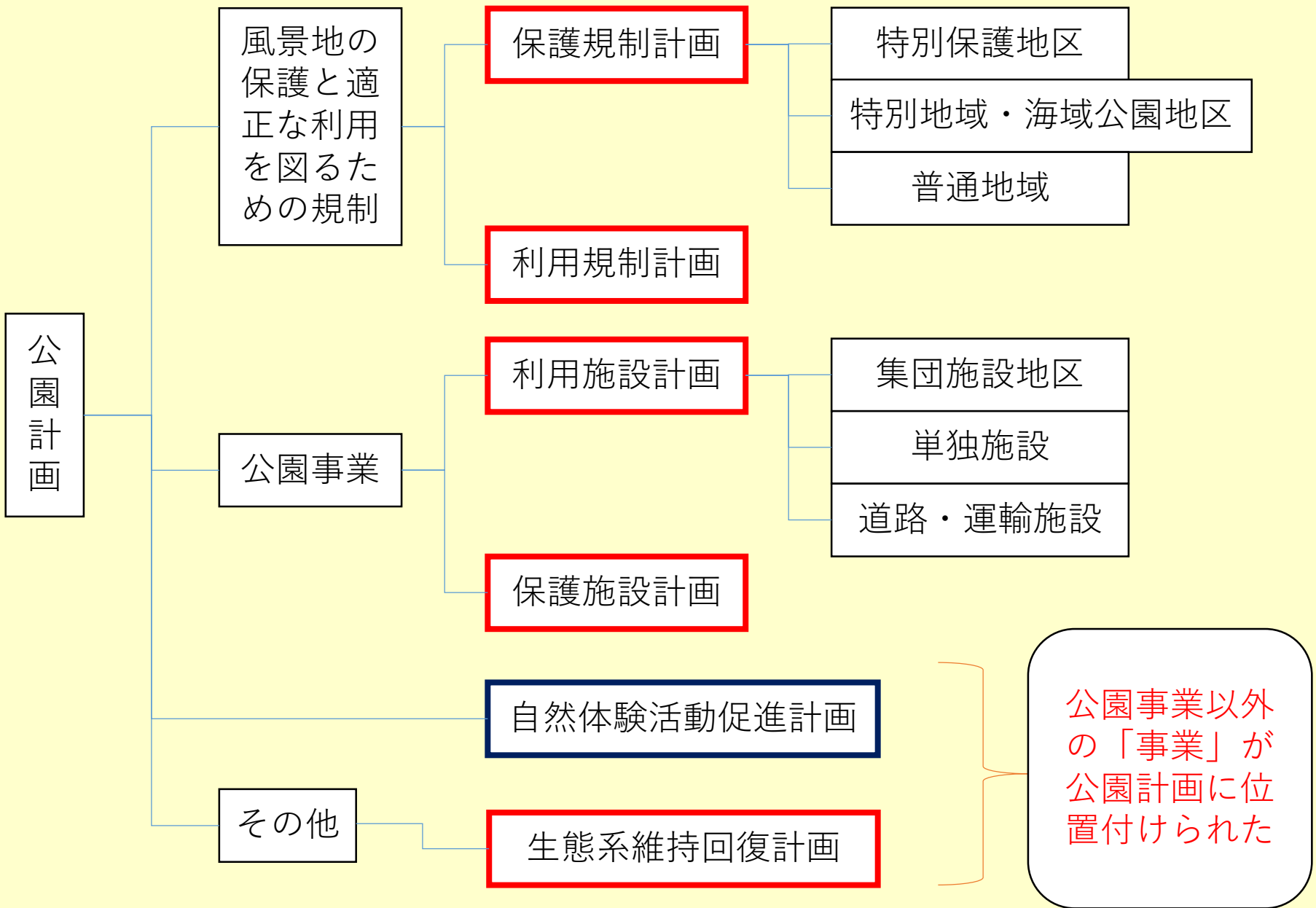


公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々を楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。

令和3年（2021）改正後の公園計画



奄美・沖縄世界自然遺産

- 「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」
- 令和3年に世界自然遺産一覧表に記載。このため、以下の措置
- 奄美群島国立公園（奄美群島国定公園の大幅拡張格上げ）
- やんばる国立公園（沖縄海岸国定公園の一部を指定替えし拡張して新規指定）
- 西表石垣国立公園（西表島全島に拡張）

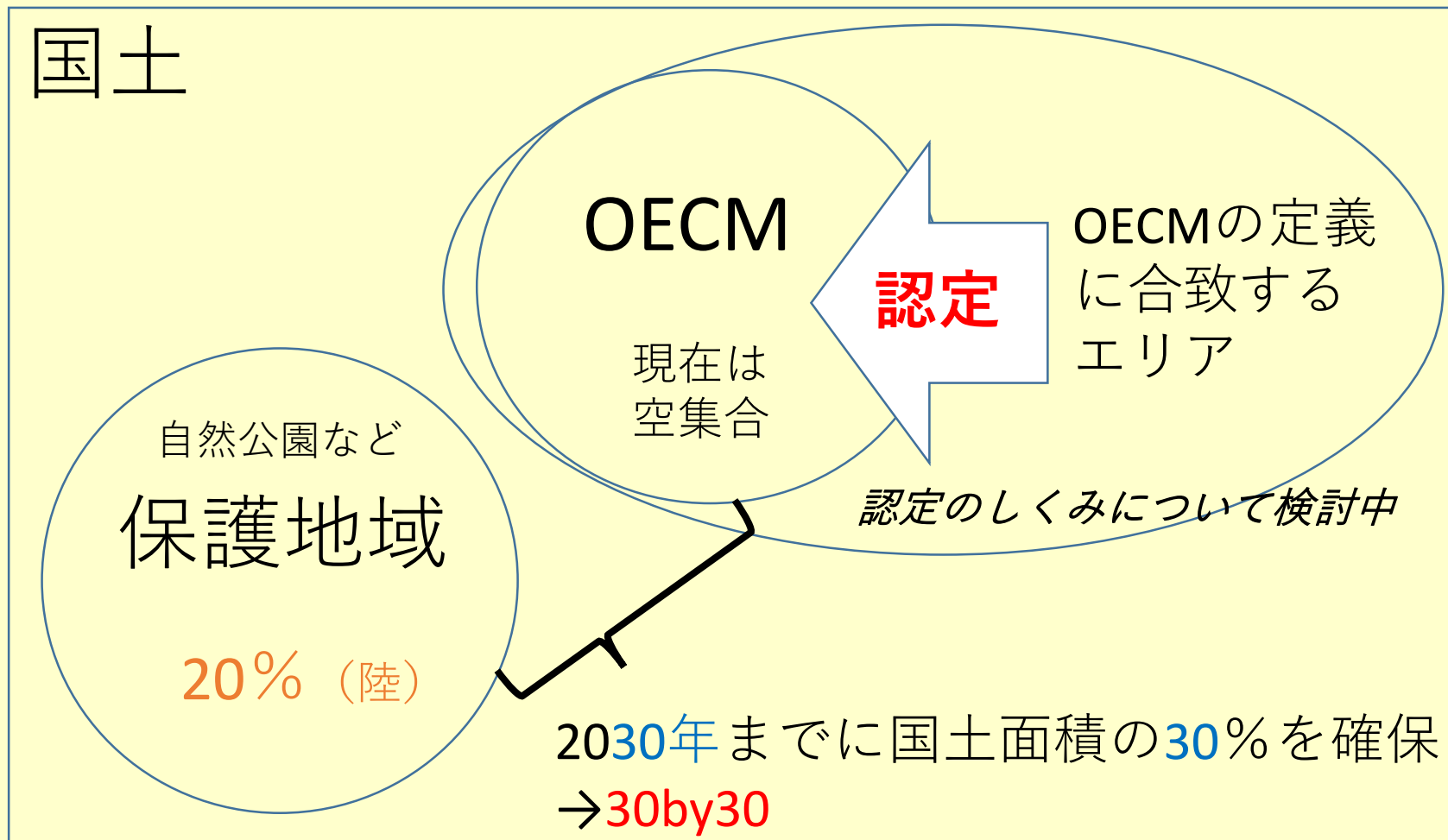
奄美・沖縄世界自然遺産

- 生物多様性保全の観点で「自然の風景地」の意義を拡張し国立公園指定
- 既存の保護地域を登録するのではなく、国立公園の新規指定と遺産登録が同時に進んだ初めての例
- 生態系のカテゴリでは認められず、生物多様性（絶滅危惧種）のカテゴリで登録
- 外来生物対策（マングース、ノネコ）、交通事故対策（ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ）など課題は山積

OECM (Other effective area-based conservation measures)

- 保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）において採択されたOECMの定義（環境省仮訳）は以下のとおり。
- 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」

30by30



OECMの可能性

- 我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討している。OECMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。



OECDの効果

- 既存の保全管理が継続されるよう促進
- 企業やNGO等の価値の向上(ESG 投資等の評価への 反映)
- 自然環境が地域の資産として認知・利用されることを支援
- 多様な主体の連携・協働を促進
- 地方公共団体等が生物多様性保全の成果指標として活用

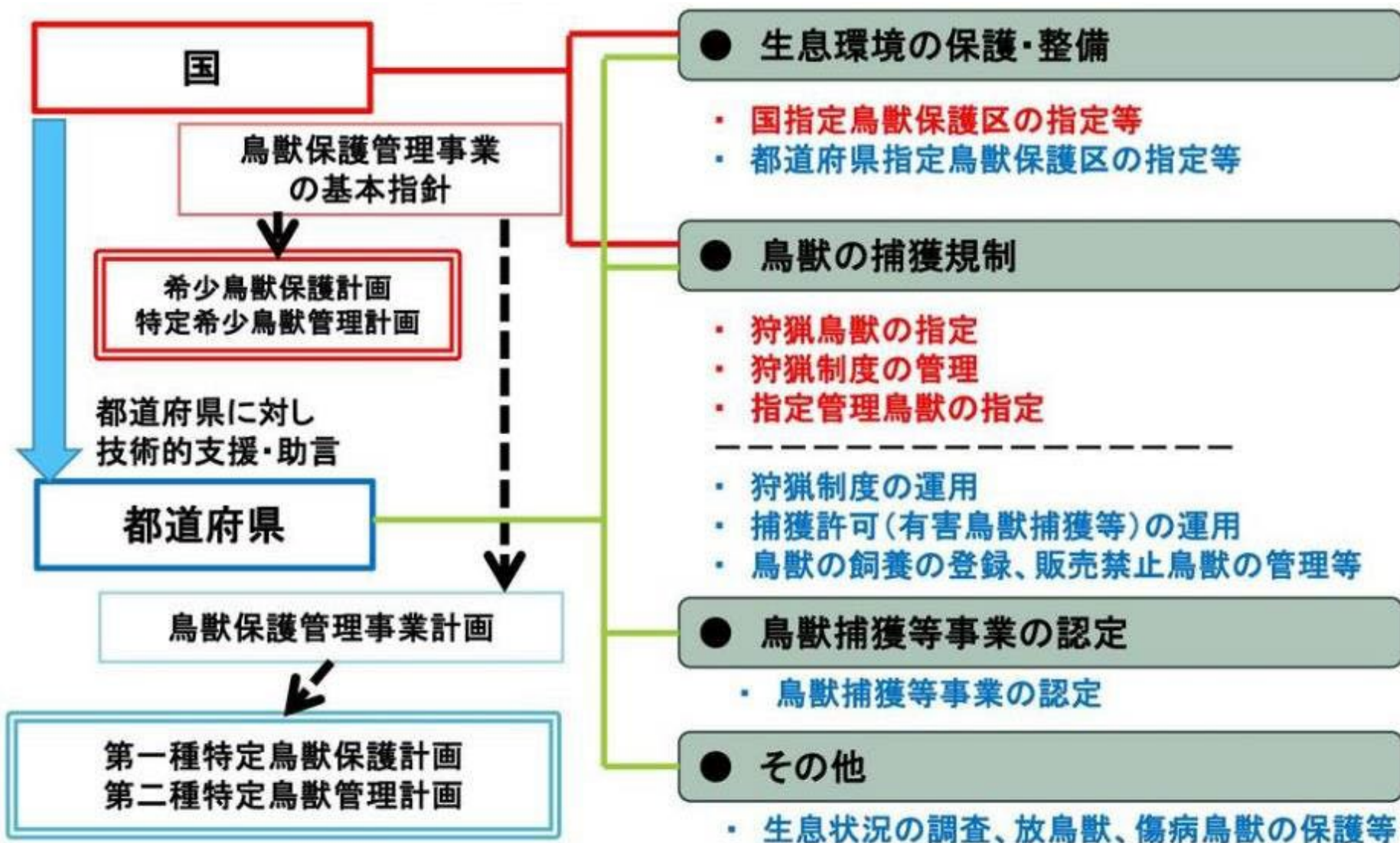
生物に関わる制度

- 代表格:
- 鳥獣保護管理法・種の保存法・外来生物法

鳥獣保護管理法

- 自然環境局所管の法律では最も古い
- 最初は狩猟取り締まりのための法律＜明治時代は鳥獣大量捕獲時代＞
- 鳥獣（鳥類と哺乳類全種）保護・狩猟取り締まり・鳥獣保護区・鳥獣被害防止
- 全種を対象とする意義は、絶滅防止ではなく資源管理

鳥獣保護管理法（現行）



ニホンジカによる生態系被害



被害度3～4：採食ライン(ディアライン)

下層植物が消失し、シカの届く高さまで枝葉がきれいに食べられた状態

H26法改正

- 法律名の改正
- 特定鳥獣管理計画
- 指定管理鳥獣捕獲等事業
- 認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) の一部を改正する法律(案)について

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣 保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣 管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下*で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



夜間銃猟に活用し、車両で移動し捕獲(イノシシ)

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

法改正の意義

鳥獣保護法はすべての鳥獣の捕獲を禁止することが最も基本的な規制

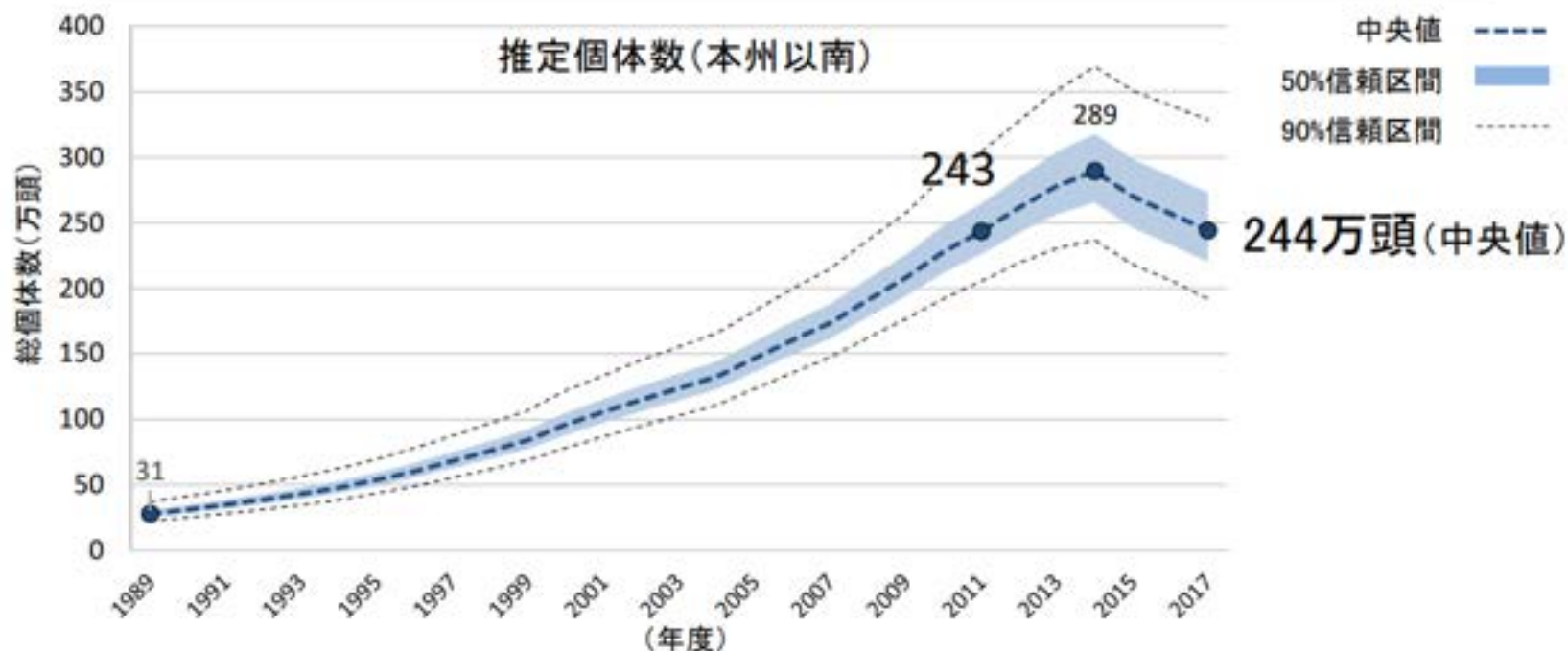
前回の法改正では、イノシシやシカの捕獲に特段の規制をかけない規制緩和を実施したが状況は改善しなかった

そこで、さらに一歩進めて、個体数を（被害が発生しないよう）管理する＝減らすための法的措置をおこなった

つまり、シカ、イノシシを減らす事業を法定化し、都道府県による公的事業と位置づけて交付金を支出できるようにした

ニホンジカの個体数推定

- 2017年度末(平成29年度末)におけるニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、中央値で約244万頭(90%信頼区間:約192万~329万頭)となりました。
- ニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、2014年度(平成26年度)以降、減少傾向が継続しています。



※ 2017(平成29)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.16(90%信頼区間:1.09-1.24)

※ 50%信頼区間:220-273万頭、90%信頼区間:192万頭-329万頭

※ 2018(平成30)年度の北海道の推定個体数は、約66万頭(北海道資料)

種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保することが法律の目的

レッドリスト等の整備により種ごとに絶滅のおそれの科学的評価を行い、危険度の大きなもののうち、優先するべきものから国内希少種を指定（令和4年1月24日現在、427種）

国内希少種には捕獲規制、輸出入規制、譲渡規制、販売目的広告規制など

レッドリストのダウンリストはほとんどなく、生物の減少が続いている

環境省レッドリスト2020掲載種数表

カッコ内はRL2019の数字

分類群		評価対象 種数	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧種			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数 合計	絶滅の おそれのある 地域個体群 LP
					絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類 VU				
					ⅠA類 CR	ⅠB類 EN					
動物	哺乳類	160 (160)	7 (7)	0 (0)	34(33)			17 (18)	5 (5)	63 (63)	26 (23)
					25(24)		9(9)				
					12(12)	13(12)					
	鳥類	約700 (約700)	15 (15)	0 (0)	98(98)			22 (21)	17 (17)	152 (151)	2 (2)
					55(55)		43(43)				
					24(24)	31(31)					
	爬虫類	100 (100)	0 (0)	0 (0)	37(37)			17 (17)	3 (4)	57 (58)	5 (5)
					14(14)		23(23)				
					5(5)	9(9)					
	両生類	91 (76)	0 (0)	0 (0)	47(29)			19 (22)	1 (1)	67 (52)	0 (0)
25(17)					22(12)						
5(4)						20(13)					
汽水・ 淡水魚類	約400 (約400)	3 (3)	1 (1)	169(169)			35 (35)	37 (37)	245 (245)	15 (15)	
				125(125)		44(44)					
				71(71)	54(54)						
昆虫類	約32,000 (約32,000)	4 (4)	0 (0)	367(363)			351 (350)	153 (153)	875 (870)	2 (2)	
				182(177)		185(186)					
				75(71)	107(106)						
貝類	約3,200 (約3,200)	19 (19)	0 (0)	629(616)			440 (445)	89 (89)	1177 (1169)	13 (13)	
				301(288)		328(328)					
				39(33)	28(16)						
その他無脊 椎動物	約5,300 (約5,300)	1 (0)	0 (0)	65(65)			42 (42)	44 (44)	152 (151)	0 (0)	
				22(22)		43(43)					
				0(0)	2(2)						
動物小計			49 (48)	1 (1)	1446(1410)			943 (950)	349 (350)	2787 (2759)	63 (60)
					749(722)		697(688)				

《我が国に生息する希少種の保護》

《外国産の希少種の保護》

レッドリストの作成
レッドデータブックの作成

ワシントン条約附属書I掲載種
二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種

希少野生動植物種

国内希少野生動植物種

国際希少野生動植物種

捕獲等の禁止
(法九条) ※2

販売目的の譲渡又は
広告の禁止(法十七条) ※1,2

譲渡し等の禁止
(法十二条)

輸出入の禁止
(法十五条第一項) ※1

販売目的の譲渡又は
広告の禁止(法十七条)

譲渡し等の禁止
(法十二条)

輸出入時の承認の義務付け
(法十五条第二項)

個体等の取扱規制

生息地保護

保護増殖

生息地等保護区の指定
○環境大臣指定
○環境省(地方環境事務所)が保護管理
9地区指定(890.18 ha)

保護増殖事業計画
64種・亜種に関する51計画策定
○環境省(+各省)が策定(告示)
○環境省の保護増殖事業

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

環境大臣(又は登録機関)の「登録」を受けた場合
(第12条第1項5号)

象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合
(第12条第1項第3号)

※特定国際種事業(甲の端材等)として行う場合には届出が必要(第33条の2)
※特別国際種事業(象牙等)として行う場合には登録が必要(第33条の6)

取引規制

捕獲規制

取引規制

国内の生物保護

場の保護

増殖事業

外国の生物保護

※1 特定第一種国内種は適用除外(第12条第1項第2号等)。
特定国内種事業として行う場合には届出が必要(第30条)

※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制(第9条第2号等)

植生自然度と分類群ごとの絶滅危惧種の関係

- 哺乳類や爬虫類は自然林に多い傾向。
- 両生類、魚類、昆虫類は二次的自然（農耕地、緑の多い住宅地、二次草原、植林地、二次林）の割合が7割以上。

絶滅危惧種分布データの植生自然度区別記録割合

市街地・造成地等

農耕地（水田・畑）／緑の多い住宅地

農耕地（樹園地）

二次草原（背の低い草原）

二次草原（背の高い草原）

植林地

二次林

二次林（自然林に近いもの）

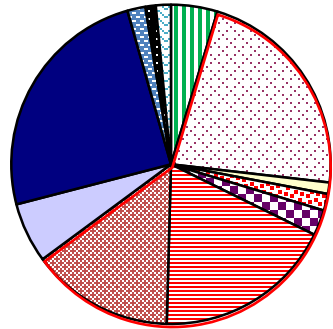
自然林

自然草原

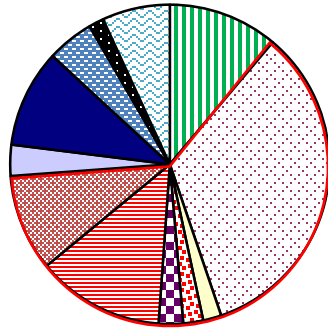
自然裸地

開放水域

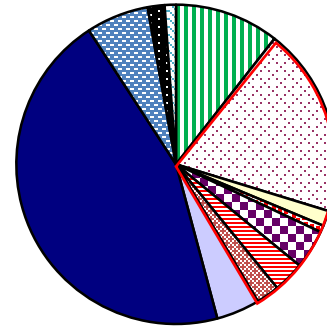
哺乳類



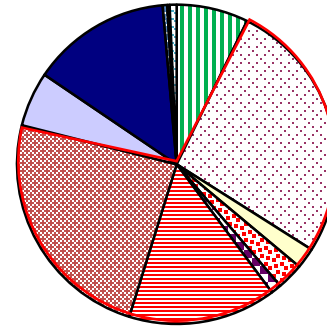
鳥類



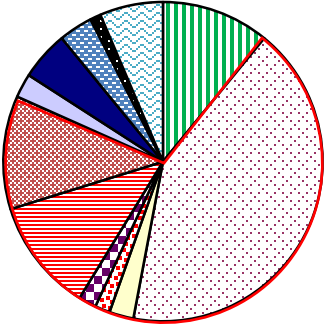
爬虫類



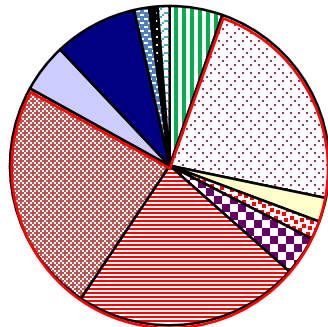
両生類



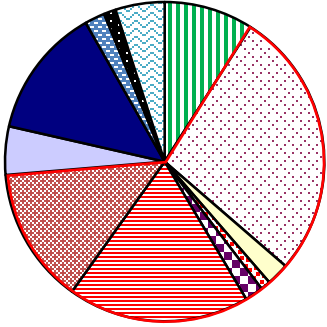
魚類



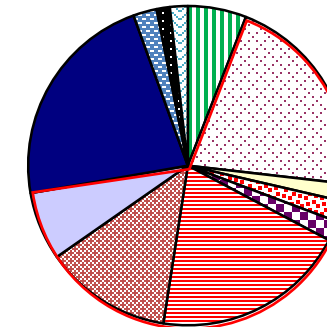
昆虫類



貝類



維管束植物



※必ずしも正確な分布地域ではなく、傾向の概略を見るもの

絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律(平成4年制定)

2019.12. 7現在

◎「レッドリスト」の作成 3676種・亜種
(「レッドデータブック」の作成)

国内希少野生動植物種 293種・亜種

種の
保存
法

個体・器官等
の取扱規制

捕獲等の禁止

譲り渡し等の禁止 ・ 輸出入の禁止

特定種事業の監視

生息地の保護
に関する規制

生息地等保護区 9地区指定(約885ha)

- 環境大臣指定
- 地方環境事務所が保護管理

保護増殖事業
の実施

保護増殖事業計画 64種・亜種で51計画策定

- 環境省+関係省庁が策定(告示)
- 関係省庁により保護増殖事業を実施

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)の一部を改正する法律案の概要

背景

○我が国では3,690種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等及び譲渡し等を規制対象から除外する種指定の在り方が求められている。



ヒョウモンモドキ→

←ミヤコタナゴ



←ナゴヤダルマガエル

※写真提供: 自然環境研究センター

○希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

○国際希少野生動植物種は登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができるが、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。また、象牙等を扱う特定国際種事業者が、登録票なしで象牙を購入した事例等も確認。



スローロリス

※写真提供: 自然環境研究センター

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)の一部を改正する法律案の概要

改正内容

- (1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設する

二次的自然に分布する昆虫類、
魚類、両生類等を想定



✓**業者の捕獲等の抑制による保全**
✓**保護増殖事業や生息地等保護区による保全**

- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しないこととする。

- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける。更に、象牙事業については届出制を登録制とする。

- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設、科学委員会の法定化等の改正を行う。

特定第二種国内希少野生動植物種

主な規制内容と罰則

販売・頒布を目的とした個体等の

●捕獲等 ●譲渡し等 ●陳列・広告

が原則禁止されます。

加えて、個体等の輸出も原則禁止となります。

捕獲等や譲渡し等の規制に違反した場合の罰則は

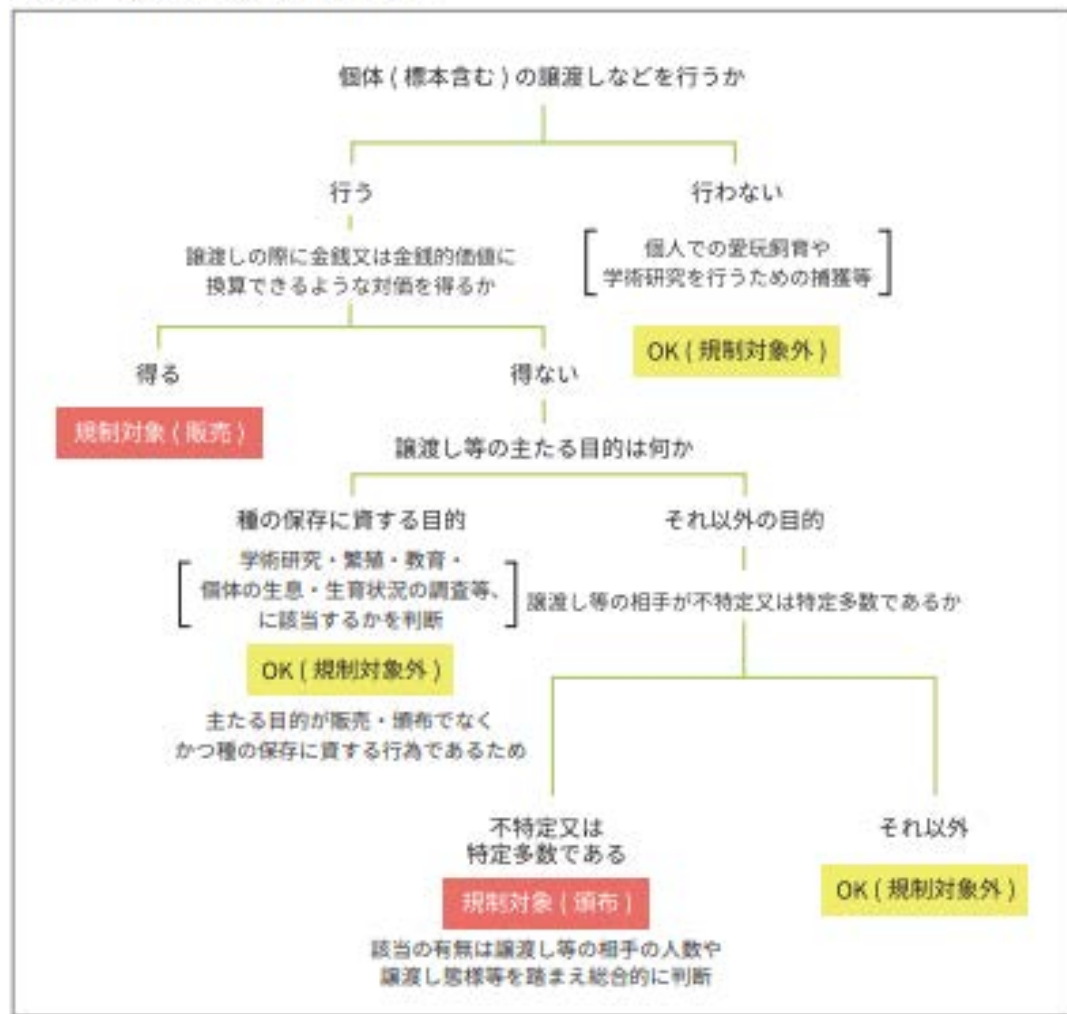
●個人の場合：5年以下の懲役

または500万円以下の罰金

●法人の場合：1億円以下の罰金

となっています。

販売・頒布の規制適用フロー



法改正の意義

- 国内希少野生動植物種に対する規制は非常に厳しいものとなっているため、指定すると効果がある一方、（子供たちが昆虫採集をしにくくなるなど）社会的な影響が大きい
- そのため、指定が進まない側面があった
- 特に、近年絶滅のおそれが増大している里地里山に生息する動植物は、販売目的で大量に捕獲採集されると絶滅のおそれが高まる
- おもに里地里山に生息する生きものを対象に特定第二種国内希少種制度ができた

外来生物法

- 外来生物のうち、生態系、農業、人身被害をもたらすものを特定外来生物として指定する
- 指定されたものには、飼養・運搬・保管、輸入、野外への放出が禁止され、野外においては計画的に防除（捕獲・排除）が行われる

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定

未判定外来生物

生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定

指定されない生物

特定外来生物の飼養・輸入等の規制

- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き、禁止
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合(防除に資する学術研究の目的で基準を満たす)等を除き、禁止

未判定外来生物の輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

規制なし

主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり

被害を及ぼすおそれなし

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。

早い段階で対応するほど達成までの期間は短く、保全対象への影響少

定着段階が進むと根絶までの期間は長期化、防除コストも膨らむ



効果的・効率的な防除の推進

外来種の防除事例(初期に対応できないと、どうなるか...)

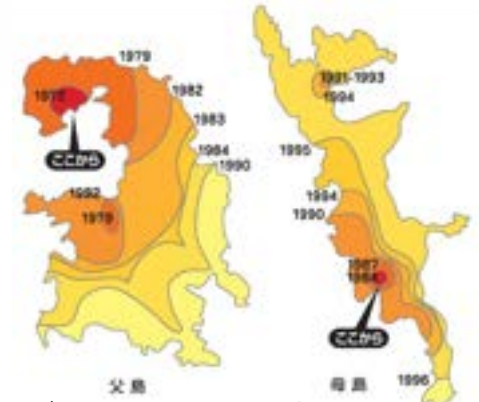
○小笠原諸島に侵入したグリーンアノール

1960年第に小笠原の父島で発見。貨物もしくはペット由来の可能性が指摘。



1980年代以降急速に分布が拡大し、現在も対策継続中。

- ・在来の昆虫類を捕食
- ・固有種のオガサワラシジミ等が激減



グリーンアノール分布状況の変遷



○南西諸島におけるミバエの根絶

1919年頃にウリミバエ、ミカンコミバエが南西諸島に侵入。
植物防疫法により、全ての果実、野菜類の県外移動の禁止。



- ・ウリミバエ 不妊虫放飼法を1975年開始。→1993年根絶宣言。
- ・ミカンコバエ 雄除去法を1976年開始。→1986年根絶宣言。
- ・両種の根絶に約226億円の巨費、延べ約43万人の動員が必要。

外来種問題：生態系被害

マングースの例

- ・ 沖縄島・奄美大島でハブ退治のため導入
- ・ アマミノクロウサギ等の希少動物を捕食

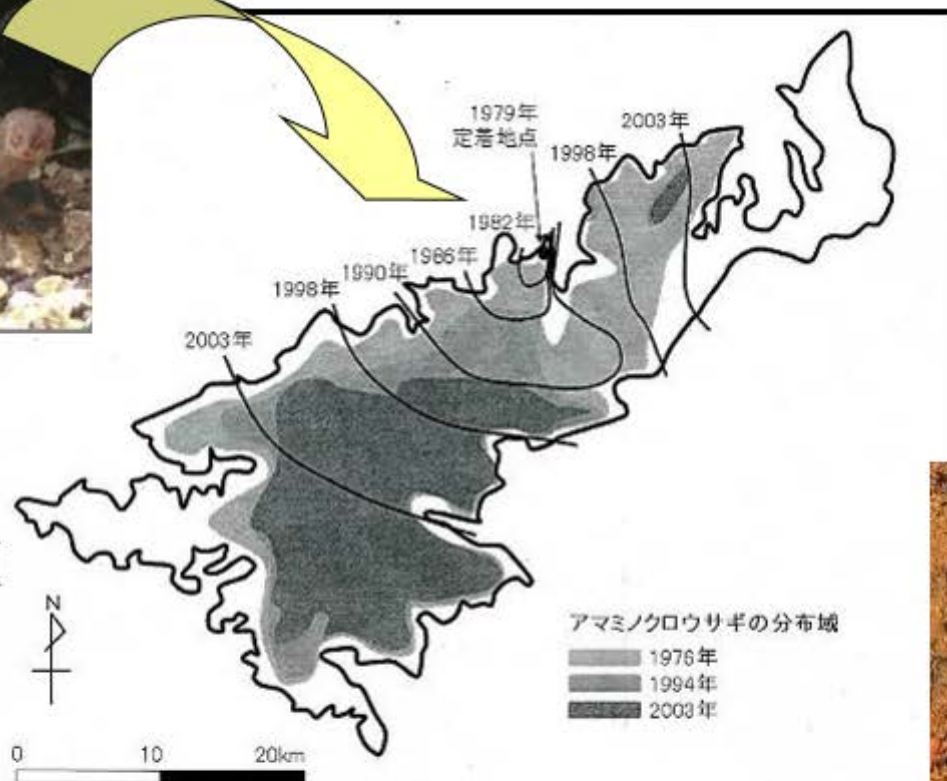


図. 奄美大島におけるジャワマングースの分布拡大と
アマミノクロウサギの分布縮小





カゴわな



筒わな

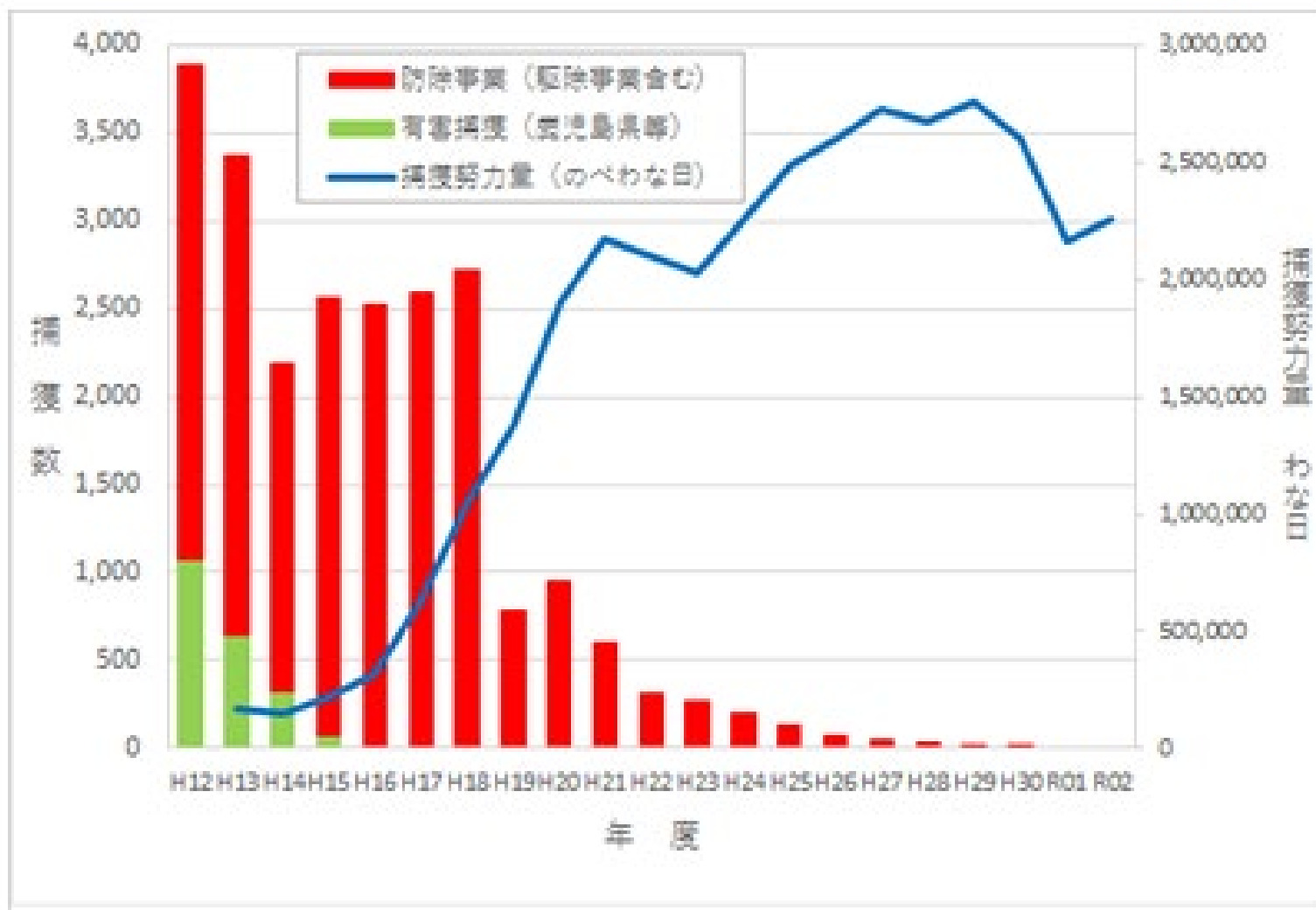


わなの点検風景



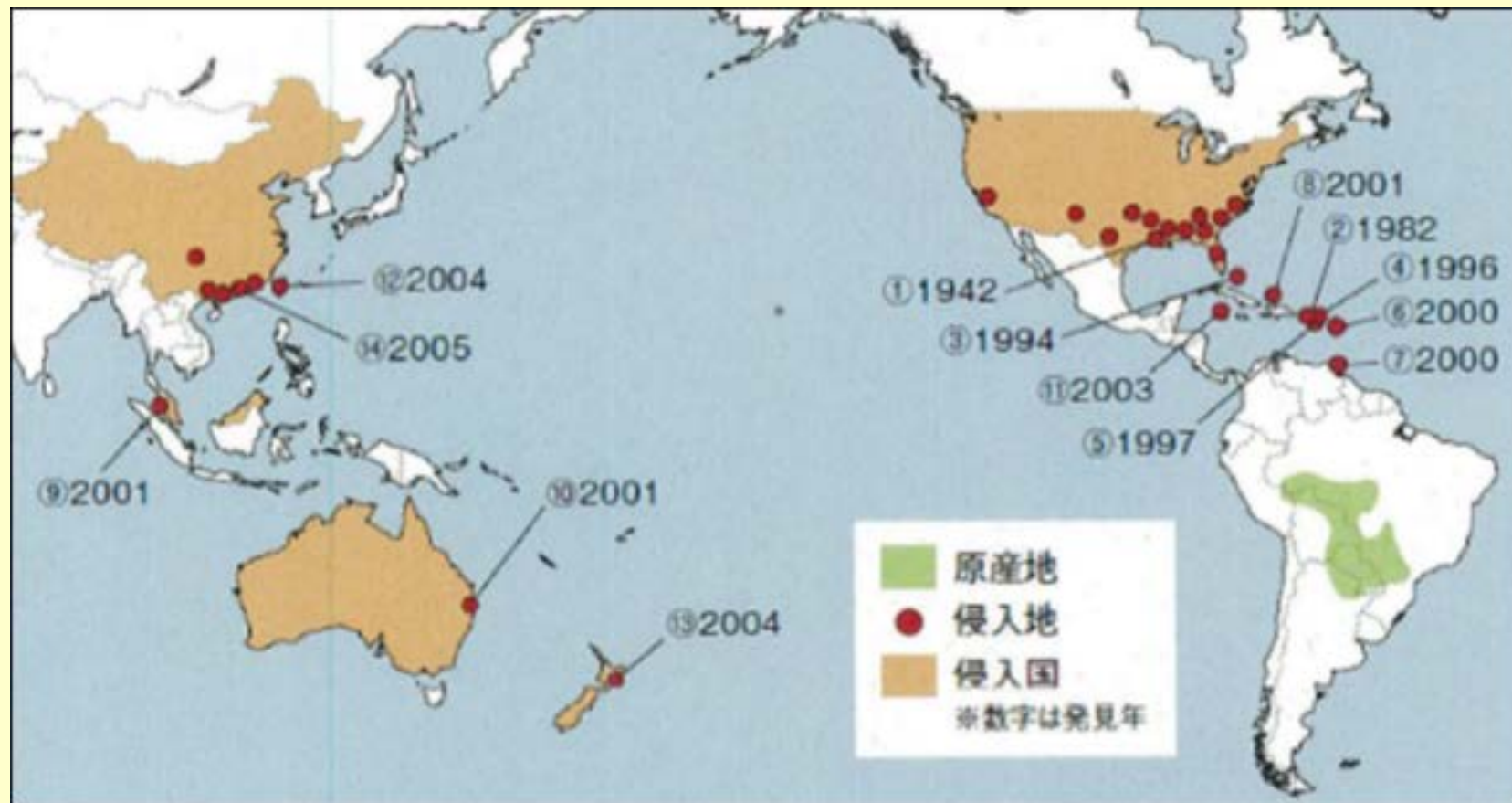
センサーカメラ

マンブース根絶成功か？



ヒアリ対策

ヒアリの分布状況（10年ほど前）



- ◆ 日本への侵入は時間の問題と想定
- ◆ 2005年法施行当初から指定。

ヒアリの危険性

➤ 衛生害虫

・ 咬刺被害

痛み、腫れ、膿、じんましん
体質によってはアナフィラキ
シー症状（呼吸困難、意識障害等）

米国：死者少なくとも**84人**。

但し**1989年**までの**50年**程度。

台湾：侵入後**10数年**。確実な死者
0。

ハチ類による死者
日本：10年で**185人**



➤ 農畜産業害虫

- ・ 果実や根菜への直接的被害
- ・ アブラムシやカイガラムシの増加
- ・ 家畜や家禽の咬刺によるストレス
- ・ 作業員への刺咬被害

➤ 電化機器の故障

- ・ 電化製品、信号機故障等

➤ 生態系攪乱

- ・ ほ乳類・鳥類を含む多くの動物を駆逐

➤ 米国の例（年間）

◆ 被害額（駆除費用、医療費等）

一般家庭	3,600億円
電化機器・通信被害	720億円
農業・畜産業被害	420億円
商業被害	210億円
ゴルフコース	210億円
学校	180億円

◆ 官公庁による防除費用 **7,800億円**

寺山守先生資料を改変

死者はほとんど出ないかもしれない

しかし定着を許すと様々な場面において被害拡大

- ・ 農業（経済的被害、生きがいの喪失）
- ・ 野外レクリエーション（花見、花火、ガーデニング、ピクニック…）

ヒアリ対策

水際防除対策

- ◆ 確認地点での防除 → 周辺2kmの確認調査（3年）
- ◆ 港湾・空港での調査
- ◆ 港湾の舗装改良（営巣定着防止）

普及啓発（正確な情報発信と不安解消）

- ◆ ヒアリ相談ダイヤル
- ◆ 対応マニュアル
- ◆ 講習会

体制構築

- ◆ 専門家とのネットワーク（対応方法相談、同定依頼）
- ◆ 職員の配置（5人）

国際連携

- ◆ 中国への働きかけ
- ◆ 日中韓で情報共有

今後の外来種対策の方向性

1. 特定外来生物の追加指定



○生態系被害防止外来種リストを踏まえた追加指定



ミシシippアカミミガメ
(大量遺棄の防止策も含め検討)

2. 特定外来生物の防除の推進

○外来種被害防止行動計画をふまえた防除の推進（効果的・効率的な防除手法の開発、各主体の連携の促進等）



各主体の連携促進のための地方ブロックごとの連絡会議の開催



マングース探索犬



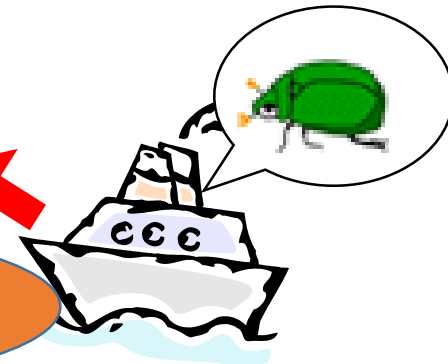
トラップに捕獲されたグリーンアノール

3. 非意図的な導入防止（水際対策の強化）

○非意図的に導入される特定外来生物の侵入経路の特定・管理の強化
○港湾地域等のモニタリングの強化



我が国の
生物多様性保全



来年度法改正？

- アカミミガメ、アメリカザリガニなど、指定すると大量に遺棄されるおそれがある種への対応（飼育許可を不要？）

土地・生物に関する制度以外

- 保全活動の促進のための制度
- 持続可能な経済活動に関する制度

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、当該自然環境資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

背景

- 環境問題への関心の高まり
- 観光による自然への悪影響（踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等）

推進の枠組み

基本理念

- 自然環境への配慮
- 観光振興への寄与
- 地域振興への寄与
- 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

- 市町村は、事業者、NPO等、土地所有者、関係行政機関による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
⇒エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣*に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。
⇒汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

*主務大臣：環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣

②地域自然資産法の概要及びその活用に向けた検討状況

背景と目的 ～民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要～

- 地域の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理など**民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要がある**。
- そこで、議員立法によって「**地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律**（通称：「**地域自然資産法**」）」が平成27年4月1日に施行された。（環境省及び文科省共管）
- 同法により、都道府県又は市町村は、協議会を設置し**自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計画を作成**することができ、その計画に基づいて、入域料等を経費として充てて行う「**地域自然環境保全等事業**」や、寄付金等による土地の取得等（自然環境トラスト活動）を促進する「**自然環境トラスト活動促進事業**」を行うことができる。

基本方針・地域計画

地域社会の健全な発展にもつなげていくことを目指す



地域自然資産区域内で行われる活動

地域自然環境保全等事業・・・国立公園や名勝地等地域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てるもの

自然環境トラスト活動・・・自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が地域内の土地の取得等を行うこと

自然環境トラスト活動促進事業・・・都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する事業

その他

- 地域計画の作成に関する助言、財政上の措置等（国の努力義務）
- 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得（国・都道府県の努力義務）

現状

- 現在、竹富町と妙高市において、地域自然資産法の活用が検討されている。（令和元年8月1日現在）

沖縄県竹富町【竹富島】

竹富島地域自然資産協議会（平成26年4月）

竹富島地域自然資産地域計画（案）を作成（平成30年5月）

300円（任意の協力金）／竹富島に入域する全ての人

※協会の費用に充てられ

新潟県妙高市【妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）】

妙高山・火打山 自然環境保全協力金（入域料）検討部会（平成30年6月）※妙高戸隠連山国立公園（妙高山・火打山）に於ける入域料等検討会議（平成30年度）

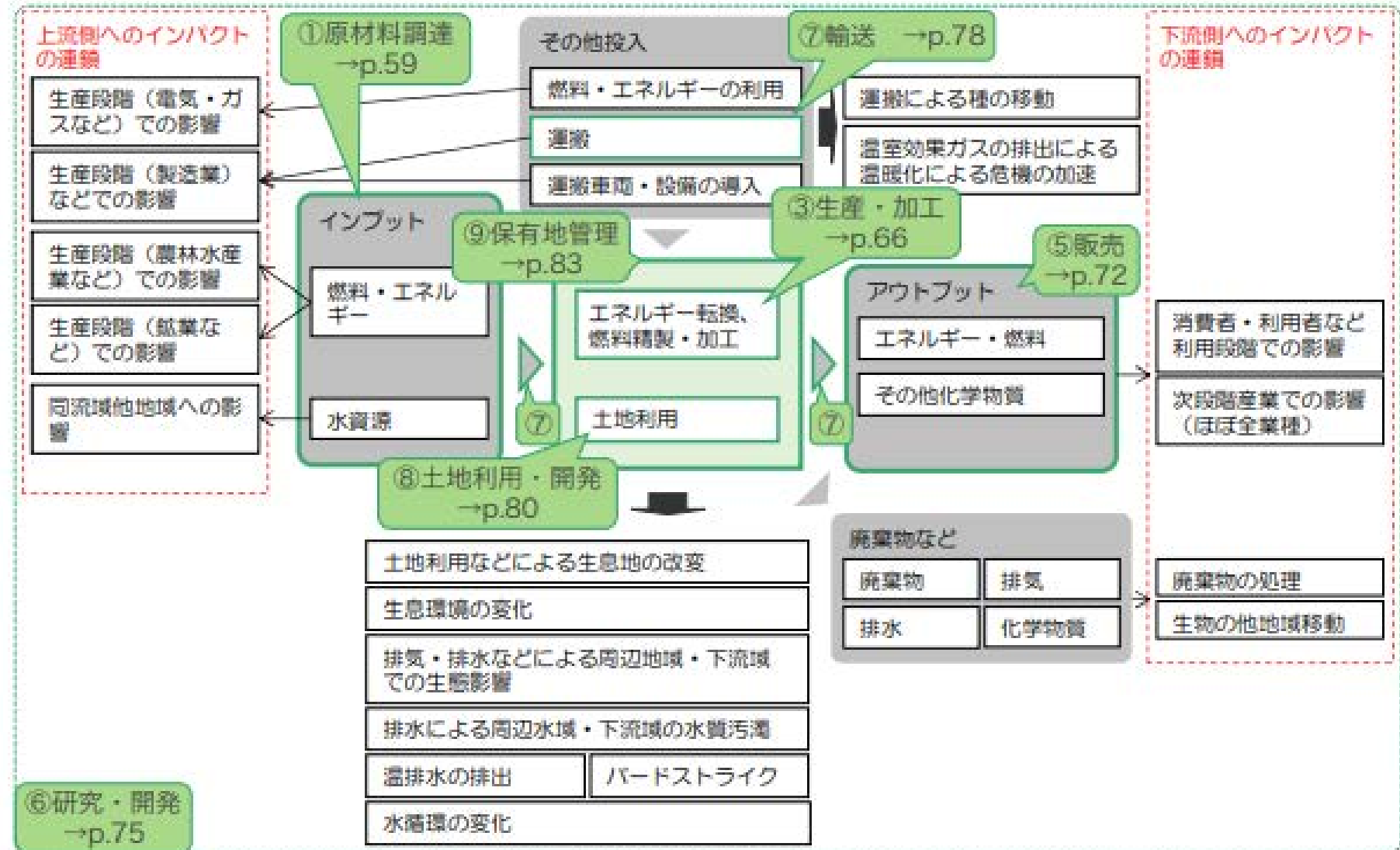
地域自然資産計画（案）を作成中 ※社会実験を2ヵ年以内のうちに実施中

500円（任意の協力金）／妙高山・火打山の登山者

※協会の費用に充てられ

生物多様性民間活動ガイドラインより

6a.エネルギー産業



自然関連財務情報開示タスク フォース(TNFD)

- 金融機関や事業会社が自身のビジネスの自然への依存度や自然に与える影響を評価、管理、報告するための枠組みを提供するもの
- 自然関連のリスクを評価したうえで財務上の情報開示を求める世界的な取り組み
- 自然に負の影響を与える資金の流れを転換させ、自然に良い影響をもたらす（ネイチャー・ポジティブ）ことを目的としている
- 気候変動に関するTCFDの生物多様性版

自然環境保全行政のこれまで

- （資源としての）すべての鳥獣の保護と管理
- （経済価値のある）国を代表するすぐれた自然景観をエリアを画して指定し規制をかけて保護・同時に適切に利用
- （生物生存基盤としての）生態系を重視した保護地域指定
- （取り返しがつかない）絶滅のおそれのある野生生物種の保護
- （持続可能な）自然の中の観光や保全活動を促進
- （生物多様性全体の存在価値を認識し）優れたもの以外も含め、自然環境の質も量も確保する

自然保護

国

自治体

保全
生物多様性

土地に関する特殊ルール

ラムサール条約・世界遺産
自然公園・自然環境保全地域
鳥獣保護区・生息地等保護区

土地に関する一般ルール

自然再生推進法
環境影響評価法
海岸法・河川法
(OECM)

保全活動に関する一般ルール

エコツーリズム推進法
地域連携促進法・地域自然資
産法・環境教育推進法

生物に関する特殊ルール

ワシントン条約
種の保存法

生物に関する一般ルール

生物多様性条約
鳥獣保護管理法
外来生物法・カルタヘナ法

経済活動に関する一般ルール

グリーン購入法・農薬取締法
(生物多様性民間活動ガイド
ライン) (環境保全型農業)
(ESG投資) (TNFD)

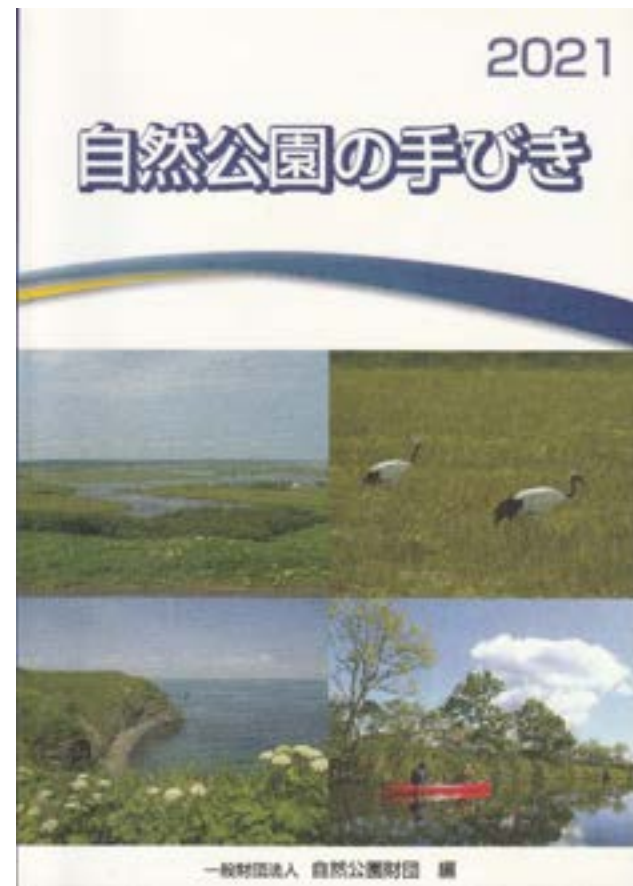
生物多様性保全行政の今後

- 価値のあるものを指定して保護の規制をかける方法では突破口が開けない
- 法律による強制から経済的なインセンティブへ
- 持続可能な社会を目指すESG投資、SDGsを背景にしたライフスタイル変化、エシカル消費などの中で生物多様性保全ルール的一般化へ
- 強制力＝法律から 自主的取り組み＝ガイドライン＋ライフスタイルへ
- それに伴って、行政の活発な動きは国から自治体へ移動

参考資料紹介

- 「自然公園の～」という表題だが、環境省自然環境局所管のデータを網羅し毎年更新しているデータベース（自然公園財団）
- EICネット（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

<https://www.eic.or.jp/>



Thank you for your attention!